

広島県訓令第十一号

商 工 労 働 局

各 職 業 能 力 開 発 校

広 島 障 害 者 職 業 能 力 開 発 校

広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年六月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程の一部を改正する訓令

広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程（昭和四十五年広島県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十一号中「五年」を「十年」に改める。

第四条第三項に次のただし書を加える。

ただし、平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に訓練を受講した場合における当該期間内の受講手当の日額は、七百円とする。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程（以下「改正後の支給規程」という。）の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。
- 3 改正前の広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程第四条の規定に基づいて、平成二十二年四月一日からこの訓令の施行の日の前日までの間に当該期間に係る受講手当として訓練生に支給された手当は、改正後の支給規程第四条の規定による受講手当の内払とみなす。